平成２２年（フ）第３００号
堺市堺区南三国ヶ丘町３－４－23　シャトー三丘601、住民票上の住所堺市堺区榎元町５丁９番２号
債務者　三上　俊之
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深堀　知子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
静岡県御殿場市神山1705番地　町屋南ハイツB103
債務者　二本木　誠
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　　登
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２９７号
埼玉県加須市馬内156番地18
債務者　大場　歳樹
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲原　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２９８号
埼玉県加須市馬内156番地18
債務者　大場　美子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲原　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６０６号
大分市大字荏隈910番地の85
債務者　柳田　誠一
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月29日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３１１号
埼玉県和光市下新倉４丁目22番17号　ハウス山崎２号
債務者　杉本　征也
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峯岸　孝浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
名古屋市守山区大森１丁目3311番地
債務者　市野　雄基
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹田　卓弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午前10時55分
5　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８４号
宮崎県日向市永江町１丁目128番地３
債務者　平坂　孝司
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２８５号
宮崎県日向市永江町１丁目128番地３
債務者　平坂　恵実（旧姓久嵎）
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月２日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２５号
長崎県諫早市幸町12番25号
債務者　池下恵二郎
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷川　貴啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第８２３号
兵庫県三田市南が丘１丁目32番23号グリーンヒル10Ｅ５、申立時の住所兵庫県三田市つつじが丘南１丁目４番地19
債務者　井上　公代（旧姓畑）
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２７４号
神戸市西区井吹台東町４丁目18番地21―102号、申立時の住所神戸市西区竹の台３丁目17番地の58
債務者　尾花一二三
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７号
神戸市長田区野田町９丁目１番17号岩松ハイツ201号、従前の住所神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１
債務者　須藤　悟司
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０号
神戸市北区鈴蘭台南町４丁目７番27号
債務者　長谷川昭子
1　決定年月日時　平成22年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４号
山形県寒河江市末広町１番25号
債務者　高橋愛美こと　金　　善愛
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３号
山形県北村山郡大石田町大字川前１番地11
債務者　齋藤　　太
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
山形地方裁判所民事部